

鶏肉等の加熱啓発ピクトグラム利用規約

第1 趣旨

本規約は、農林水産省が著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第61条第1項の規定により、著作者から著作権（法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲り受けた「鶏肉等の加熱啓発ピクトグラム」（以下「ピクトグラム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 ピクトグラムの目的

ピクトグラムは、鶏肉等の加熱が必要な食品（「以下「鶏肉等」という。」）に関して、加熱の必要性を視覚的に表現したものであり、生または加熱不十分な鶏肉等に起因する食中毒の低減を目的として定めるものとする。

第3 ピクトグラムの利用上の注意事項

- (1) ピクトグラムのデザインは別図のとおりとする。
- (2) ピクトグラムを利用する者（以下「利用者」という。）は、鶏肉等の加熱の必要性についての情報発信及び普及・啓発を目的として、鶏肉等の商品包装、ポスター、リーフレット、店頭のPOP、ウェブページその他第2の目的に資する物にピクトグラムを利用することができる。
- (3) 利用者は、ピクトグラムのデザインを改変して利用してはならない。
- (4) 利用者は、印刷物のデザイン上、任意の色を選択する必要がある場合は事前に食品安全政策課に相談しなければならない。
- (5) 利用者は、ピクトグラムの本体に重ならない範囲で、上下左右に文字を書き込んで利用することができる。ただし、併記する文字は、第2の目的を逸脱してはならない。

第4 利用料

ピクトグラムの利用料は、無料とする。

第5 著作権及び禁止事項

- (1) ピクトグラムに関する著作権は、農林水産省が有する。
- (2) ピクトグラムの商標登録の出願をしてはならない。また、ピクトグラムのデザインと誤認される類似のマークについて、利用し、又は商標登録の出願をしてはならない。

第6 利用者の義務等

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、ピクトグラムの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとし、次のアからオまでの

いずれかに該当する場合は、ポスターを利用することはできない。

ア 特定の政治、宗教、募金の活動、反社会的勢力に関するものに利用すること。

イ 公序良俗に反するものに利用すること。

ウ 法令・規制等に違反するものに利用すること。

エ 本規約に反して利用すること。

オ その他、第2の目的等に照らし、食品安全政策課が不適切と認める場合。

(2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに食品安全政策課に通知するものとする。

(3) 利用者は、ピクトグラムの利用に関し、第三者との係争、審判、訴訟等が生じたときは、その対応をその都度食品安全政策課と協議して決定するものとし、当該係争、審判、訴訟等に要した費用は、利用者が負担するものとする。

(4) 利用者が、ピクトグラムを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、農林水産省は一切の責任を負わない。

第7 利用期間

利用期間は設けないこととする。ただし、食品安全政策課は、ピクトグラムのデザイン改変等の事由により、ピクトグラムの利用に係る状況の変化が生じた場合は、利用者に対し、ピクトグラムの利用を終了する旨を指示することができる。

附 則

本規約は、令和7年3月28日から施行する。

(別図)

●ピクトグラムA



●ピクトグラムB

